

公益財団法人加古川協会国際交流協会後援及び共催の承諾に関する要綱

平成30年4月1日

理事長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人加古川協会国際交流協会（以下「協会」という。）が、協会以外の団体の主催による、国際交流活動の振興に寄与する事業、行事その他これらに類するもの（以下「事業等」という。）を奨励するため、後援及び共催（以下「後援等」という。）を行うことに対し、必要な事項を定めるものとする。

(後援等の区分)

第2条 協会が行う後援等は、次の区分によるものとする。

- (1) 後援 協会が事業等を奨励するもの
- (2) 共催 協会が事業等を奨励し、かつ、協会がその事業等の趣旨に賛同し当該事業等の企画又は実施に参画することが適当と認められるもの

(承諾基準)

第3条 協会は、次の各号のいずれにも該当するものに限り後援等を承諾するものとする。

- (1) 事業等の目的及び内容が明確であり、公共性又は公益性の高い性格を有するものであること。
- (2) 事業等の開催日程及び開催場所が明確であること。
- (3) 事業等の主催者（以下「主催者」という。）は公共性又は公益性を有する団体その他理事長が適当と認める団体であること。
- (4) 主催者の所在が明確で、組織的な運営により事業等の遂行能力が十分にあると判断されるものであること。
- (5) 広く加古川市民を対象とした事業等であること。
- (6) 主催者が参加者から入場料その他費用（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、徴収の目的が適正かつ明確であり、その金額が類似する事業等において徴収する入場料等の額に比して不相当に高額でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業等が次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承諾は行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの

- (2) 営利又は商業宣伝を主たる目的とするもの
- (3) 特定の宗教及び政治的活動に関連するもの又はその恐れがあると認められるもの
- (4) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員と関係があるもの又はその恐れのあるもの
- (5) 公衆衛生及び災害防止に係る措置がなされていないもの
- (6) その他理事長が後援等を行うことが適当でないとするもの
（申込手続）

第4条 後援等の承諾を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、事業等の実施予定日の1箇月前までに、後援・共催申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を理事長に提出しなければならない。

2 申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業等の目的及び内容を明らかにする書類（開催要項、ポスター及びチラシの原案等）
- (2) 主催者の概要及び活動目的を明らかにする書類（団体規約、会則等）
- (3) 役員、事業等関係者を明らかにする書類（役員名簿等）
- (4) 入場料等を徴収する場合は、収支計画を明らかにする書類（収支予算書等）
- (5) その他理事長が必要と認める書類
（承諾の決定）

第5条 理事長は、前条第1項の規定による申込みを受けたときは、承諾の可否を決定し、後援・共催承諾書（様式第2号）又は後援・共催不承諾書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第6条 後援等の承諾を受けた者は、当該承諾に係る事業等の実施計画に変更が生じる場合は、書面により直ちに理事長に届け出なければならない。

（承諾の取消等）

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承諾を取消することができる。

- (1) 第4条の申込内容に虚偽の事項があったとき。
- (2) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき又は同条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定により取消しをするときは、後援・共催取消通知書（様式第4号）により、後援等の承諾を受けた者に通知するものとする。この場合において、取消しに伴い生じた損害については、後援等の承諾を受けた者が負担するものとする。

（実施報告）

第8条 後援等の承諾を受けた者は、事業等の終了後1箇月以内に後援・共催事業実施報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、理事長に報告しなければならない。

- (1) 実施内容がわかる資料
- (2) 印刷物等に協会の名義を使用した場合は、当該印刷物等
- (3) 入場料等を徴収した場合は、収支報告書、決算書等

（遵守事項）

第9条 後援等の承諾を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業等の実施にあたっては、事故防止、救護体制等について十分に留意するとともに、万一生じた事故、災害等についてはすべて主催者の責任において処理すること。
- (2) その他理事長が必要と認めて指示する事項

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に後援等の承認の申請があったものについて適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。